

新潟市ひまわりクラブ条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年8月31日

新潟市長 中原ハ一

新潟市規則第39号

新潟市ひまわりクラブ条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市ひまわりクラブ条例施行規則（平成5年新潟市規則第45号）の一部を次のように改正する。

第2条中「別記様式第1号による」を削る。

第3条中「別記様式第2号による」を削る。

第4条中「別記様式第3号による」を削る。

第5条第2項中「別記様式第4号による」を削り、同条第3項中「別記様式第5号による」を削る。

第6条中「別記様式第6号による」を削る。

第7条第1項中「別記様式第7号による」を削る。

第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

（入会許可申請書等の様式）

第8条 入会許可申請書、入会許可書その他のこの規則の規定による様式については、市長が別に定める。

別記様式第1号から別記様式第7号までを削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年9月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に改正前の新潟市ひまわりクラブ条例施行規則（次項において「旧規則」という。）の規定により提出された申請書その他の書類は、この規則による

改正後の新潟市ひまわりクラブ条例施行規則の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。

- 3 この規則の施行の際現にある旧規則の規定による様式は、令和6年3月31日までの間、使用することができる。